

葛飾区公共施設等経営基本方針
～マネジメントサイクルの確立を目指して～

平成 29 年 3 月

葛 飾 区

目 次

第1章 葛飾区公共施設等経営基本方針の概要	- 1 -
1 方針策定の背景と目的	- 3 -
2 方針の位置づけ	- 4 -
3 方針の対象範囲	- 5 -
4 方針に基づく取組期間	- 6 -
第2章 公共施設等の現況及び将来の見込み	- 7 -
1 公共施設等の現況	- 9 -
（1）建築物系公共施設の現況	- 9 -
（2）インフラ系公共施設の現況	- 13 -
2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	- 15 -
3 公共施設等の将来更新費用及び財源の見込みなど	- 16 -
（1）公共施設等の将来更新費用の推計	- 16 -
（2）財政状況及び将来見通し	- 18 -
（3）公共施設等のこれまでと将来の更新費用の比較	- 19 -
第3章 公共施設等の経営の基本的な方針	- 21 -
1 基本的な視点	- 23 -
2 基本的な考え方	- 24 -
（1）点検・診断の実施	- 24 -
（2）維持管理・修繕・長寿命化の実施	- 24 -
（3）施設更新の検討	- 25 -
（4）時代に合った施設の見直し	- 25 -
（5）安全・耐震性の確保	- 26 -
3 公共施設等のマネジメントサイクル	- 27 -
（1）マネジメントサイクルの必要性	- 27 -
（2）マネジメントサイクルの確立	- 28 -
（3）点検のための指標設定	- 30 -
（4）財源確保の取組み	- 30 -

第4章 施設類型ごとの活用の基本的な方針	- 31 -
1 建築物系公共施設	- 33 -
(1) 健康と福祉	- 33 -
(2) 街づくりと産業	- 43 -
(3) 生涯学習とふれあい	- 53 -
(4) 行政系施設	- 65 -
(5) その他	- 70 -
2 インフラ系公共施設	- 72 -
(1) 区 道	- 72 -
(2) 橋 梁	- 73 -
(3) 公園施設	- 74 -
資 料 施設一覧表	- 75 -
建築物系公共施設	- 77 -
インフラ系公共施設	- 93 -

あとがき

第1章

葛飾区公共施設等経営基本方針の概要

1 方針策定の背景と目的

本区における公共施設のうち、「ハコモノ」といわれる建築物系公共施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建築され、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応、環境への配慮など、様々な課題を抱えています。また、道路や橋梁、公園施設などのインフラ系公共施設についても老朽化が進行しており、「ハコモノ」と「インフラ」を合わせて、公共施設の維持管理や更新経費の増加による財政への影響が懸念されます。さらに、少子高齢化の一層の進展、人口減少時代の到来が予想され、行政需要の増大が見込まれる中、財源にも限りがあることから、全ての公共施設を現状のまま維持・更新していくことは困難な状況にあります。

(以下、建築物系公共施設とインフラ系公共施設を総称して「公共施設等」と言います。)

このような状況の中、本区においては、公共施設等の活用に向けて様々な取組みを進めてきました。

建築物系公共施設については、平成15年度に初めて「施設白書」を策定し、全ての公共施設の概要と今後の課題をまとめました。その後、平成18年度に「葛飾区公共施設見直し推進計画」の策定、平成23年度に「施設白書」の改訂を行い、平成24年度には「葛飾区基本計画」において「公共施設の効果的・効率的な活用」を重要プロジェクトの一つに掲げ、取組みを推進してきました。

インフラ系公共施設についても、平成16年度に「道路施設白書」と「公園施設白書」、平成21年度に「橋梁長寿命化修繕計画」、平成25年度に「葛飾区公園施設長寿命化計画」を策定し、長寿命化に向けた取組みを計画的に推進してきました。

公共施設等は、区民の貴重な財産であり、区にとっては重要な経営資源です。区民のために最大限有効に活用していくためには、一つひとつの公共施設について、ソフト・ハードの両面において日々点検することから始め、点検・検証・改善が常に行われている状態にするマネジメントサイクルを全庁体制で確立していくことが必要です。

公共施設等を将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、職員一人ひとりが意識を向上させ、適切にマネジメントをしていくため、公共施設等の経営に関する基本的な方針を定めた「葛飾区公共施設等経営基本方針」を策定することとしました。

2 方針の位置づけ

本方針は、「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」の主旨を踏まえながら、「葛飾区区民サービス向上改革プログラム」や「葛飾区都市計画マスタープラン」など、これまでに本区が策定した公共施設等に関連する計画や方針などと整合したものととして策定します。

今後策定していく公共施設等の個別の整備方針や計画については、本方針を踏まえて策定することになります。

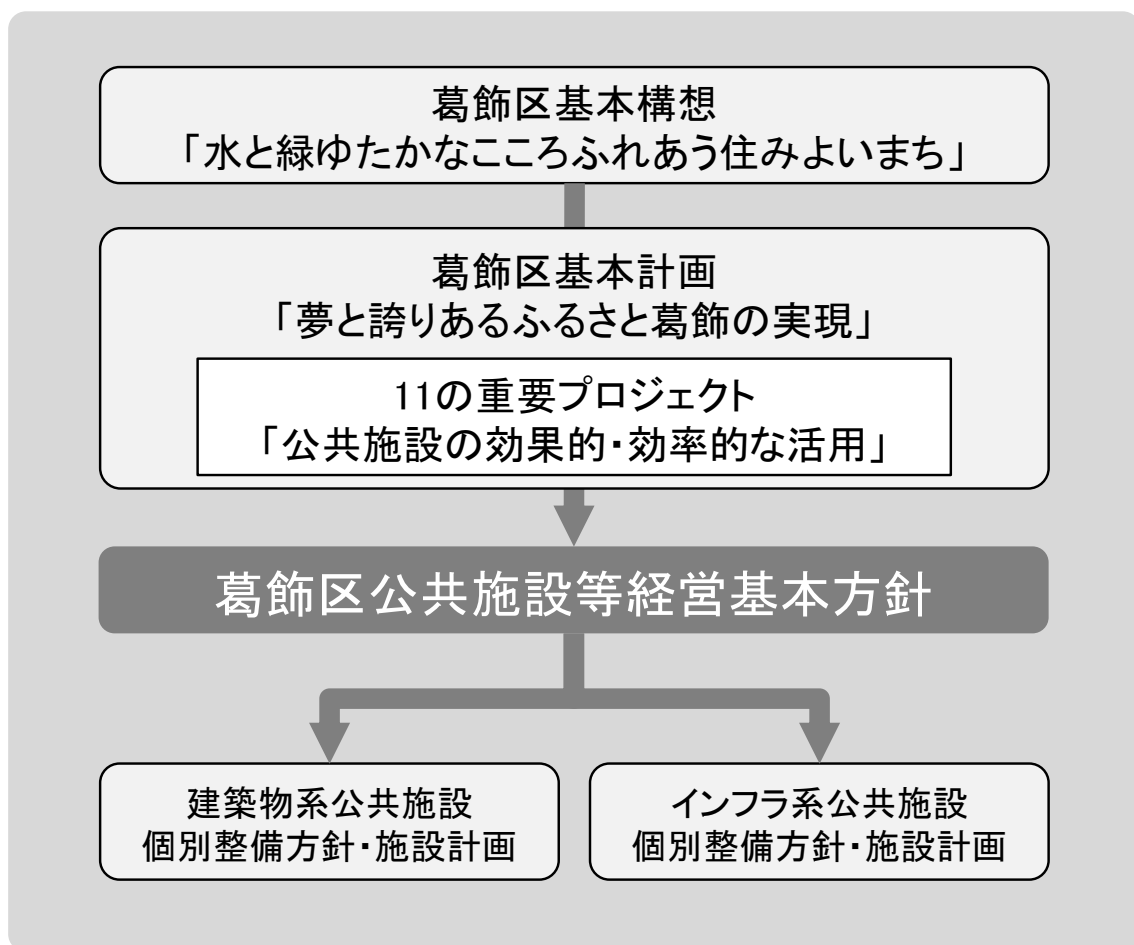


図 本方針の位置づけ

3 方針の対象範囲

本方針は、本区が管理する建築物系公共施設（※）とインフラ系公共施設を対象とします。

建築物系公共施設は、施設の用途や目的から類型化し、「健康と福祉」、「街づくりと産業」、「生涯学習とふれあい」、「行政系施設」、「その他」の5つに分類します。

インフラ系公共施設は、「区道」、「橋梁」、「公園施設」の3つに分類します。

※ 本区が管理する建築物系公共施設

- ① 平成28年3月31日現在の「葛飾公有財産表」に記載されている建物
- ② 区がリース契約により整備した建物
- ③ 区が使用許可又は貸付けを受けている建物又は建物の一部
- ④ 区が借り上げている建物

ただし、施設更新の際に一時的に設置する施設は除きます。



図 本方針の対象範囲

4 方針に基づく取組期間

本区の建築物系公共施設は、高度経済成長期に整備量が増加し、小学校や中学校、保育所などを中心に整備が行われました。その後、コミュニティの拠点や産業・文化振興の施設が整備されてきました。

このような整備が行われてきた結果、本区の建築物系公共施設は、次図に示すとおり、特に昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、建物の不具合が顕著に見られるようになる目安である築30年を経過した施設が全体の7割以上を占めています。さらに、10年後には、全体の9割近くに達します。

鉄筋コンクリート造の耐用年数を考慮すると、今後30年間に施設の更新時期が集中することが想定されます。インフラ系公共施設についても同様に老朽化が進行していることから、施設の更新だけでなく、計画的・予防的な修繕の実施による施設の長寿命化を図るなど、公共施設等のより一層の効果的・効率的な活用が求められています。

以上のことから、本方針に基づく取組期間は、平成29年度から平成58年度までの30年間とします。

(参考)

日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」によると、鉄筋コンクリート造の主要な建物の耐用年数は50年～80年とされています。

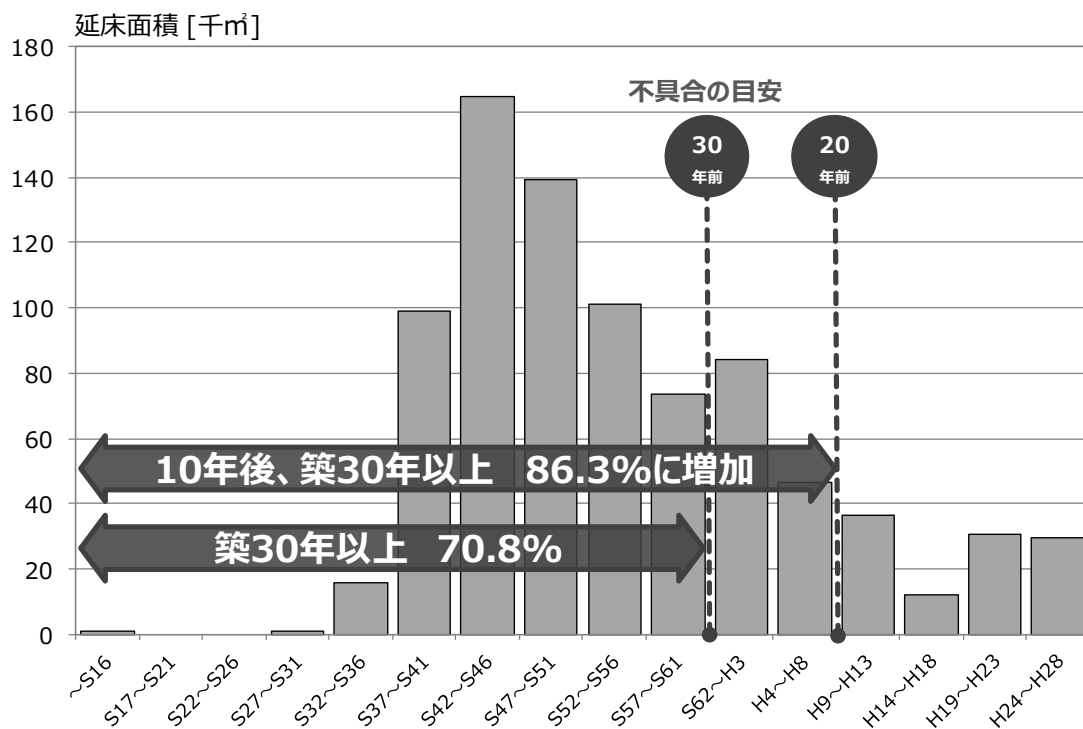


図 建築物系公共施設の年度別整備状況